

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
12	令和2年7月1日	ボランティア活動について	JR浦安駅の花の手入れや駅周辺の清掃をボランティアで行っている方を見かける。名前も存じ上げないので、こうしたボランティア活動を行っている方を町報等で取り上げていただき、広く町民の方には知ってほしいと思う。	この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 この方のように、日頃からボランティアで活動をしてくださる方がおられることは、町としても大変有り難く思っております。 広報こうらへの掲載については、編集にあたり年間計画に基づいて特集やコーナー設定をしており、紙面の割り付け等も含めて調整が必要になります。また、ボランティア活動の紹介は琴浦町社会福祉協議会が発行する「福祉だより」などへの掲載も考えられます。いずれにしても、ボランティアをされているご本人の意向も踏まえてですが、町民の皆様へお知らせできるよう前向きに検討したいと考えております。	企画政策課	0858-52-1708	令和2年10月1日	令和2年7月14日
13	令和2年7月9日	こども園への要望について	こども園への要望等について、直接担当課に送付し、とりまとめの上、対応結果等を各こども園に掲示するような仕組みができないか。	この度は、ご意見をいただき、ありがとうございます。 今回、ご意見いただいた園への要望の取りまとめにつきましては、琴浦町保育園保護者会連合会の取り組みで行われているもので、各園ごとに保護者から取りまとめられるものだと思います。 取りまとめ方法については、各園の保護者会によって違うと思いますが、ご意見をふまえ、プライバシーを配慮した取りまとめとなるよう各園に検討してもらうよう伝えます。 また、こども園・保育園へのご意見やご要望につきましては、園が窓口となっておりますが、なお、お困りの際には、子育て応援課でもお伺いしますのでご相談ください。伺った内容については、園と共有し、より良い保育につながるよう努めて参ります。	子育て応援課	0858-52-1709	令和2年10月1日	令和2年7月14日
14	令和2年7月29日	バッティングセンター設置について	野球人口を増加させるためにも町内にバッティングセンターを整備してほしい。	野球人口を増やすために公設のバッティングセンターを設置して欲しいというご意見に対して、町のスポーツの振興の方針として回答します。 スポーツ基本法では、スポーツの普及についてはスポーツ団体の努力と明記されています。行政の役割はスポーツを行う機会を提供することで、今後も行政とスポーツ団体が協働してスポーツの振興を図ります。 バッティングセンターについては、娯楽商業施設として捉えており、公共の社会体育施設として設置することは考えておりません。	社会教育課	0858-52-1161	令和2年10月1日	令和2年10月1日

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
15	令和2年7月31日	公金の適正支出について	議会事務局からの郵便物について、切手の過大支出(94円であるところを142円支出)があった。また、切手の取扱いについて、私物での対応(立替払)があった。ついては、公金を適正額支出していない可能性及び公金・私物の混同があったと見受けられるので、調査・改善を依頼する。	本町では、文書発送に当たり、週2回総務課にて取りまとめ、料金後納郵便として発送しています。ただし、急を要する発送物については、切手対応としています。 切手の取扱いについては、予算内で切手を購入している部署においては当該部署で、未保有の部署においては総務課にて購入している切手を使用し、発送しています。 本件について、議会事務局へ確認を行ったところ、御指摘いただいた内容で対応した旨確認しました。 併せて、総務課管理の切手受払簿にて当該切手の交付について確認したところ、令和2年7月29日付けで記載があり、142円分の切手の交付が確認されました。 ついては、切手の過大支出が確認されましたので、交付した切手を返還させ、正規料金分の切手を交付し直します。 再発防止のため、全部署へ郵便料金の適正支出について周知徹底を図るとともに、発送する郵送物の立替払について原則認めないこととします。 また、総務課所管の切手については、郵便物の数、重量、大きさ等を確認した上で切手を交付するよう手続を改めます。	総務課 議会事務局	0858-52-2111 0858-52-1710	令和2年10月1日	令和2年8月7日
16	令和2年8月11日	新型コロナウイルス感染症対策について	新型コロナウイルス感染症拡大対策として、住民に鼻呼吸を行うようポスター、HP、CM等で呼びかけて欲しい。	ご意見をいただき、ありがとうございます。 鼻呼吸について関係機関にも問い合わせを行いました。現時点では新型コロナウイルス感染症の予防に鼻呼吸が効果があるという根拠はないとの回答でした。 町としましては、今後も感染症予防として、3つの密の回避、手洗いや咳エチケットなどを啓発していきたいと考えております。	すこやか健康課 総務課	0858-52-1705 0858-52-2111	令和2年10月1日	令和2年8月17日
17	令和2年8月11日	花見湯墓地駐車場について	化粧川を渡って左側にある小さい駐車場に、サーファーの人たちが車を停めているが、墓参りの期間だけでも墓参りされる方が優先的に停められるように、看板か何かで知らせて欲しい。	花見型墓地の駐車場につきましては、赤碕財産区で管理しております。ご要望の件につきましては、該当の駐車場が海沿いの場所であることや、花見湯墓地に観光地としての側面があることなどから、現時点では駐車目的を限定しての使用は難しく、看板設置の必要性は薄いと考えます。花見湯墓地周辺には、該当の駐車場以外に複数の駐車場があります。駐車場の共同利用にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。	総務課	0858-52-2111	令和2年10月1日	令和2年10月1日

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
18	令和2年8月11日	まなびタウンとうはくのリニューアル及びことうら商品券の販売について	(1)各地区公民館は必要ないと思うので、まなびタウンとうはくのリニューアルと併せて中央公民館のようにしてはどうか。	(1)まなびタウンとうはくのリニューアルについて(社会教育課) 「まなびタウンとうはくリニューアル」については、満足度の高い施設となるよう住民意見を取り入れながら進めています。令和2年8月30日(日)を1回目として年内3回のワークショップを開催します。是非御参加していただき、御意見をお願いします。 なお、地区公民館については、鳥取県内においても琴浦町以外の多くの自治体で地区公民館が設置されています。 公民館の役割の一つは、行政が地域住民のニーズを把握し、学習機会を企画し、提供する地域の学習の拠点です。しかしながら、御指摘のとおり、人が集まりやすい教養講座等に偏りがあり、公民館活動へ参加する人が固定化しているという点については反省・改善すべきであると認識しています。 現在、コロナ禍ではありますが、地域住民の活動の場を提供し、感染症対策を徹底しながら事業を再開しています。 今年度の取組として、地域の課題を捉え、その課題解決についての「学び」を「地域課題解決学習」として、地域住民と協働して進める取組を行っています。地域にお住まいの方々や地域の各種団体と協働して持続可能な地域作りに取り組みますので、今後とも御意見をいただきますようお願いいたします。	社会教育課	0858-52-1161	令和2年10月1日	令和2年10月1日
18	令和2年8月11日	まなびタウンとうはくのリニューアル及びことうら商品券の販売について	(2)ことうら商品券の販売について、販売日に仕事がある人や小さい子や目の離せない高齢者のいる家庭の人は並べないので、抽選にしたり、一家庭の販売部数を制限すべきだったと思う。	(2)ことうら商品券の販売について(商工観光課) 本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町内事業所の売上回復及び地域経済の活性化を図ることを目的に実施しました。 御指摘のとおり、当日諸事情により並ぶ事ができなかった方もおられたかと思えます。前回の販売終了後、追加販売や多数の御意見を頂戴し、第2弾プレミアム付き「ことうら商品券」を販売することが決定しました。 今回の対象者は、前回購入することができなかった方を対象とします。販売方法は、1週間申込・購入期間を設けるとともに、3密にならないよう申込・購入場所も3箇所設けております。また、申込多数の場合は抽選とさせていただきます。 併せて、前回購入することができなかった皆様に購入していただけるよう、周知して参ります。	商工観光課	0858-52-1713	令和2年10月1日	令和2年10月1日
19	令和2年8月17日	農業者トレーニングセンターの利用について	今年度から農業者トレーニングセンターが予約しなければ土日の利用ができないため、不便である。人件費や利用率のこともあるかと思うが、再考願いたい。	御不便をお掛けして申し訳ありません。 農業者トレーニングセンターの利用についてですが、令和2年4月より役場管理業務の集約化のため、夜間及び土・日曜日・祝日の管理人での対応ができなくなりました。このため、町内社会体育施設全体の貸出系統等の管理方法を見直し、事前申込みでの受付対応とさせていただきます。事前に利用申請書を提出していただければ、今まで同様に土・日曜日・祝日でも御利用いただけます。 また、事前申込みはメール及びファックスでも申請が可能です。 東伯総合体育館においても同様に、事前の利用申請のみの対応を行っております。 御不便をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いします。	社会教育課	0858-52-2047	令和2年10月1日	令和2年8月31日

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
20	令和2年8月24日	移住者の受入体制について	新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本町における移住者の受入体制はどのようになっているのか。	<p>本町では、関係部署で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部会議等を開催し、感染予防対策に取り組んでいます。</p> <p>町民の方に対しては、密集、密閉、密接の3密を避ける、手洗い・うがいの励行、マスクの着用など、普段の生活や感染が拡大している地域との往来の際に留意すべき事項について、行政放送、ホームページ等で周知を行っているところです。</p> <p>一方、県外から転入される方に対しては、転入手続時にPCR検査の実施確認や体調の聞き取り等は行っていませんが、問合せがあった場合には、相談窓口を御案内しています。今後は、手続時にチラシを配布し、感染予防に努めていただくよう改めて注意喚起します。</p> <p>また、県外の方が相談や現地確認など移住を前提として来町される場合、PCR検査の受診までは求めています。本人や周囲の方の体調が来町2週間前から良好であることを聞き取りした上で受け入れを行っています。</p> <p>更に、来町時には検温と最終的な体調について聞き取りし、マスクの着用や手指消毒を徹底していただくとともに、体調不良を感じた場合は、早急に相談窓口へ連絡いただくよう御案内しています。</p> <p>今回移住された方についても上記の対応を行い、鳥取県での新型コロナウイルス対策について御説明しています。</p> <p>県外からの移住について、不安を感じられることもあるかと思いますが、公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動を取っていただきますようお願いいたします。</p>	総務課(総合窓口係・防災危機管理室) 企画政策課	0858-52-2111 0858-52-1708	令和2年10月1日	令和2年10月1日
21	令和2年9月14日	赤碕地区のこども園について	東伯地区ばかり新しい園にしているので、赤碕地区のこども園についても園の修理又は新しい園に欲しい。	<p>御指摘いただいたとおり、ふなのえこども園は、昭和53年度に建設され、施設の老朽化が進み修繕する部分も増えてきております。</p> <p>町としても早期に改善すべきこととして、今年度から来年度にかけて、あり方検討会を開催し、園の新設等の方向性について話し合いを進めていきます。</p> <p>現在の施設の不具合については、その都度緊急性のあるものについて随時修繕・改修等を行い、園児が安全に生活できるよう努めております。</p> <p>また、町内の園について、建設年数に違いはありますが、施設の必要なメンテナンスについては、随時対応しておりますので、御理解願います。</p>	子育て応援課	0858-52-1709	令和2年10月1日	令和2年10月1日
22	令和2年9月25日	琴浦町営斎場について	琴浦町営葬場は、町内外を含めた多くの方が足を運び、人生の最期に訪れる場所であるにもかかわらず、管理(外周樹木、係員の対応、待合室の不充実等)が行き届いていないと感じる。利用者が満足できるような施設に整備して欲しい。	<p>琴浦町営葬場は建設から26年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響により待合ホールを始めとして、施設の利用制限をかせかせていただいている部分もあります。</p> <p>そういった状況下にあっても外周景観整備等対応可能な部分はあります。いただいたご意見を踏まえ、皆さまに気持ちよくご利用いただける葬場を目指した取組みを進めていきたいと考えていますので、何卒ご理解とご協力をお願いします。</p>	建設環境課	0858-55-7808	令和3年1月4日	令和3年1月4日